

○平成26年度 実地指導における指摘事項（訪問系サービス）

<西濃圏域>

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	共通	3 運営	運営規定	条例第77号第29条7号	運営規程に苦情処理に関する規定を加えること。
2	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	条例第77号第24条第1項	訪問介護計画について確認したところ、担当訪問介護員等の氏名が記載されていない事例がみられたので、今後は担当訪問介護員等の氏名を記載すること。
3	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	条例第77号第24条第2項第四号	サービス提供責任者は、訪問介護計画の目標や内容等について、その評価をしていない事例が認められたので、今後は実施状況の把握をし評価を行うこと。
4	共通	5 その他会計		条例第77号第39条	訪問介護事業と他の事業の会計を区分すること。

○平成26年度 実地指導における指摘事項（通所系サービス）

<西濃圏域>

種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1 通所介護	3 運営	非常災害対策	条例第77号第100条	非常災害に関する具体的な対策を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
2 通所介護	3 運営	生活相談員配置	社会福祉法第19条第1項、岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第36(1)イ	生活相談員として配置されている職員が、生活相談員として業務を行なうために必要とされる資格を有していないかったため、速やかに有資格者を配置すること。
3 共通	3 運営	記録保存	条例第77号第102条	記録の保存期間について、運営規程に「完結の日から2年間」と規定し、県の基準を満たしていないので見直し、適切に保存すること。また、運営規程の変更届を提出すること。
4 通所介護	3 運営	通所介護計画の作成	県条例第77号第96条第2項第一号	通所介護計画書の個別援助計画に、事業所外でのサービス提供を行っている事例が認められたが、計画の評価欄に機能訓練を事業所外で行う必要性や具体的な実施内容、機能訓練の効果等の記載がなかった。通所介護事業所は、事業所内でサービスを提供することが原則であり、あらかじめ計画に位置付けられ、効果的な機能訓練等のサービスを提供できるという条件を満たす場合に、事業所の屋外でサービス提供ができるものとされていることから、今後は原則として事業所内でサービス提供すること。
5 通所介護	3 運営	通所介護計画の作成	県条例第77号第96条第2項第二号、三号	一部の利用者の通所介護計画について、対象期間開始後1~2か月以上経過してから同意を得ている事例が認められた。今後は、計画の対象期間開始前にあらかじめ利用者又はその家族に対し計画の内容について説明し、同意を得るとともに、その証跡(利用者等の同意した日付、署名等)を残しておくこと。
6 通所リハビリテーション	3 運営	運営規程	県条例第77号第131条	運営規程において、サービス提供時間を1単位目と2単位目に分けて設定しているが、実態は単位ごとの職員配置をしておらず、単位の区分なくサービス提供していることから、施設において十分検討の上、単位を分けないのであれば運営規程の変更を行い、県に届け出を行うこと。
7 通所リハビリテーション	4 報酬	集中的な指定通所リハビリテーションの取扱い	H12.3.1老企第36号第2の8(11)	個別リハビリテーションの算定について、サービス提供の記録(リハビリテーション経過記録)に個別リハビリテーションの実施時間及び実施内容の記録もれが一部で認められた。当該記録は個別リハビリテーション実施加算を算定する根拠となるものであることから、今後は記録もれのないよう精査の上で記録を残すこと。

○平成26年度 実地指導における指摘事項（居住系サービス）

<西濃圏域>

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	短期入所生活 介護	3 運営	災害対策	条例第77第100 条	風水害、地震等の災害に対処するための計画書を作成すること。
2	短期入所生活 介護	3 運営	身体拘束	身体拘束ゼロへの手 引き	身体拘束について、緊急やむを得ないと判断した身体拘束廃止委員会等で検討、確認した記録が確認できなかった。緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合は、貴施設の「身体的拘束排除マニュアル」及び「身体拘束ゼロへの手引き」に基づき、切迫性、非代替性、一時性の3要件を満たすかについて十分な検討を行い、その経過を記録すること。
3	短期入所生活 介護	3 運営	身体拘束	身体拘束ゼロへの手 引き	緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録すること。 また、定期的にその必要性について検討しその結果について記録すること。
4	短期入所生活 介護	3 運営	事故発生時の対応	県条例第77号第155 条において準用する 第38条第1項	ショートステイの利用者の骨折事故が発生しているが、県及び保険者に対し事故報告を行っていない事例が認められたので、今後は速やかに報告を行うこと。
5	短期入所生活 介護	3 運営	送迎加算	条例第77第20条	短期入所生活介護の長期利用者（1月以上）であるにも関わらず、送迎加算を算定している事例があつた。サービス提供の記録と短期入所生活介護利用者の送迎の実施に齟齬がないか、全ての請求について点検し、保険者と協議の上、必要な減算及び過誤調整を行うこと。
6	短期入所療養 介護	3 運営	事故発生時の対応	県条例第77号第155 条において準用する 第38条第1項	利用者の骨折事故が発生しているが、県及び保険者に対し報告を行っていない事例が認められたので、今後は速やかに報告を行うこと。
7	短期入所療養 介護	3 運営	介護保健施設サービス の取扱方針	県条例第77号第194 条第7項	身体拘束を行うに際し、拘束実施時間と拘束解除時間の記録を「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察記録」に残すこととしているが、一部利用者について拘束していたのか否かが確認できない事例が認められた。当該記録は身体拘束の態様及び時間等の記録に相当するものであることから、今後は記録もれのないよう精査の上で記録を残すこと。

○平成26年度 実地指導における指摘事項（福祉用具貸与・販売）

<西濃圏域>

種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1 福祉用具貸与	3 運営	福祉用具貸与計画の作成等	県条例第77号 第237条第2項第二号、第三号	一部の利用者の福祉用具貸与計画について、利用者等の同意した証跡がない事例が認められた。今後は、計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たうえで利用者等の同意した日付、署名等を残しておくこと。

○平成26年度 実地指導における指摘事項（居宅介護支援）

<西濃圏域>

種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1 居宅介護支援	3 運営	主治の医師等の意見等	H11.3.31厚生省令第38号第13条第19号	介護支援専門員は、計画に短期入所療養介護等の医療サービスを位置付ける場合は、当該サービスに係る主治医等の指示がある場合に限りこれを行うとされているが、主治医に指示があったことが計画や会議の記録に残していない事例が認められたので、今後は主治医の指示があったことを確認できる記録を残しておくこと。
2 居宅介護支援	3 運営	秘密保持	H11.3.31厚生省令第38号第23条第3項	会議において、利用者の家族の情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得なければならないが、利用者からのみ同意を得て、当該利用者の家族から同意を得ていない事例が認められたので、今後は利用者の家族についても同意を得ること。
3 居宅介護支援	3 運営	課題分析における留意点、居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等	平成11年3月31日厚生省令第38号第13条第7号及び第13号	介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（アセスメント）及び実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接して行わなければならないが、居宅を訪問した記録を残していないかったので、今後はその記録を残しておくこと。
4 居宅介護支援	3 運営	居宅サービス計画	平成11年3月31日厚生省令第38号第13条第二十二項、平成11年7月29日老企22第2の3(7)⑩	介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、サービス担当者会議を開催し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載する必要があるが、残していない事例が認められたので、今後は、その記録を残しておくこと。
5 居宅介護支援	3 運営	サービス担当者会議	平成11年3月31日厚生省令第38号第13条第十五項	介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならないが、意見照会を行った証跡も残していない事例が認められたので、今後は意見照会を行うこととし、その記録を残しておくこと。
6 居宅介護支援	3 運営	居宅サービス計画	基準省令第13条第10号、第29条第2項	居宅サービス計画の利用者等の同意日について確認したところ、介護支援専門員が記録する「経過記録票」に記載の「同意を得て交付を行う」とした日との不整合が、一部の利用者において認められた。今後は担当介護支援専門員が計画の同意日と経過記録票の記録を整合させるとともに、管理者は記録の内容を定期的に確認すること。

○平成26年度 実地指導における指摘事項（施設サービス）

<西濃圏域>

種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1 介護老人福祉施設	3 運営	災害災害対策	条例第76号第8条	風水害、地震等の災害に対処するための計画書を作成すること。
2 介護老人福祉施設	3 運営	喀痰吸引	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3、附則第3条第1項・第20条第1項	介護職員に喀痰吸引等の行為をさせる場合には、喀痰吸引等を行う事業者として県に登録し、介護職員には喀痰吸引等の研修を受けさせるなどの必要な手続きを行うこと。
3 介護老人福祉施設（ユニット）	3 運営	ユニット	条例79号第53条	ユニットリーダーとして配置された職員の中に常勤勤務でない者が含まれていた。ユニットリーダーには常勤勤務者を配置すること。
4 介護老人福祉施設	3 運営	高齢者虐待	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条	高齢者虐待の防止について、従業者等への研修を行うこと。
5 介護老人保健施設	3 運営	事故発生の防止及び発生時の対応	県条例第80号第40条第2項	利用者の骨折事故が発生しているが、県及び保険者に対し報告を行っていない事例が認められたので、今後は速やかに報告を行うこと。